

企業と情報交換

太田久雄町長は1月29日、山崎工業団地内に土地を所有する岩手東芝エレクトロニクス(株)を訪問し、安部仁則取締役社長奥井和彦取締役総務部長と面談。日頃の町への協力に対して感謝し、今後の連携、協力関係を確認しました。

また、2月7日には福島県主催の企業立地セミナーに初めて参加し、村田文雄副知事をはじめとする県、市町村、企業関係者と交流し、今後に向けた関係構築を図りました。



(上) 安部仁則取締役社長(右)に国見町の特産品を手渡す太田久雄町長



(下) 各企業と情報交換を行う太田久雄町長

あんぼ柿の全量非破壊検査が終了

あんぼ柿の産地復興のため実施されてきた「あんぼ柿の全量非破壊検査」は2月10日をもって終了いたしました。

国見町内のモデル地区で生産・加工されたあんぼ柿135,872トレーを検査し、うち135,755トレーが基準となるスクリーニングレベル(50Bq/kg)以下となり、安全性が確保されたあんぼ柿のみが出荷しました。

本年度はモデル地区に限定した生産・加工となりましたが、生産者みなさまのご理解とご協力により、産地復興に向けた確かな一歩を踏み出しました。

町は今後も農産物の風評被害払拭とおいしさを知っていただくため、独自にトップセールスをはじめとするPR活動を行っていきます。

【平成25年12月5日～平成26年2月10日の検査結果】

	測定下限値 未満 (25 B q/kg 未満)	スクリーニング レベル以下 (25 ~ 50Bq/kg)	スクリーニング レベル超過 (50 B q/kg 超過)	合計
検査トレー数	121,047	14,708	117	135,872
割合	89.09%	10.82%	0.09%	100%

☆検査は、食品中の放射性セシウムスクリーニング法に準拠したあんぼ柿専用の非破壊検査機器により実施しています。

☆放射性セシウムは、セシウム134とセシウム137の合計値を示しています。

☆「検査トレー数」には伊達市内において加工された製品を含んでいます。

農業委員会の動き

2月20日定例総会が開催され、次のとおり確認されました。

・農地賃貸借	3件	3月の農業委員会定例総会は次のとおりです。傍聴におい出ください。
・所有権移転	2件	
・賃貸借 合意解約	2件	・日時 3月24日(日) 午後1時30分
・農地改良行為	3件	・場所 観月台文化センター大研修室
・農地利用集積計画の決定		◆問い合わせ 農業委員会 ☎ 585-2890

知っていますか? 「ゲートキーパー」

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る行動を行う人のことで、「命の門番」という意味からできた言葉です。

皆さん一人ひとりが、悩んでいる人に寄り添い、支援していく「ゲートキーパー」の意識を持ってもらうことで、悩みを抱えている人の孤立や孤独を防ぐことができます。

また、厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・

ポータルサイト「こころの耳」を開設しています。身近なところに悩んでいる人がいたら、相談先などの情報を提供するだけでも、ゲートキーパーとなります。

悩んでいる人に、寄り添ってください。

こころの耳 検索

◆問い合わせ 保健福祉課

☎ 585-2793



福島県立医科大学
臨床心理士

松本 貴智さん

多くの皆さんが「からだの健康」に気を付けていると思いますが「こころの健康」に関して目を向けてみることもお勧めします。

「こころ」と言っても「脳の機能」になりますが、自分の考えや気分、または記憶力なども我々の日常生活を送る上で大切なものです。そして、とても気持ちが滅入ると「睡眠」や「食事」のリズムに影響してきます。そのため「食欲が無くなった」「ぐっすり眠ることができない」などの日が何日も続く場合は、「こころ」のケアにも目を向けて、専門家に相談してみましよう。

固定資産の 閲覧・縦覧

固定資産税課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

なお、平成26年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送します。

	固定資産税課税台帳の閲覧	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
閲覧(縦覧)できる方	①納税義務者(同一世帯の親族を含む) ②納税管理人 ③借地人・借家人 ④当該固定資産を処分する権利を有する一定の方 ⑤①～④の委任状を持参した方	①納税義務者(同一世帯の親族含む) ②納税管理人 ③①～②の委任状を持参した方
閲覧(縦覧)期間	4月1日(日)以降 午前8時30分から午後5時15分 (土・日・祝日除く)	4月1日(日)から4月30日(日)まで
必要なもの	申請人(窓口に来た方)であることを証明するもの(運転免許証、健康保険証、住基カード)、認印(法人の場合は登録印)、借地人・借家人等は契約書等、処分する権利を有する一定の方はそれを証する書類	申請人(窓口に来た方)であることを証明するもの(運転免許証、健康保険証、住基カード)、認印
手数料	1件300円(納税義務者は下記期間・無料) 4月1日(日)から4月30日(日)	無料

- 閲覧制度 ご自身が所有する固定資産の課税台帳の内容を見ることができる制度
- 縦覧制度 町内に所有する固定資産の納税者が、町内全域の土地や家屋の価格を見ることができる制度

◆問い合わせ
税務課
☎ 585-2778
☎ 585-2779